

## 福岡県建築物耐震改修促進計画【別紙】

### 第3章Ⅲ. 1. 1). (3)防災拠点建築物の指定による計画的な耐震化の推進

◇ 耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定により、大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要で、かつ耐震化の進んでいない建築物について、市町村の意向を踏まえ、下表のとおり追加の指定を行う（1施設）。

（指定日：令和7年4月1日、耐震診断結果の報告期限：令和8年12月31日）

【大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物】

建築物名称	所在地	建築物の用途	災害時の用途
大牟田市企業局庁舎	大牟田市	庁舎	防災拠点施設